

横浜港港湾計画書（案）

－軽易な変更－

令和6年11月

横浜港港湾管理者
横浜市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成29年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成30年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成31年 3月 交通政策審議会第74回港湾分科会
- ・令和元年 12月 横浜市港湾審議会
- ・令和2年 12月 横浜市港湾審議会
- ・令和3年 3月 交通政策審議会第81回港湾分科会
- ・令和3年 12月 横浜市港湾審議会
- ・令和5年 1月 交通政策審議会第87回港湾分科会
- ・令和5年 12月 横浜市港湾審議会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

- (1) 立地企業の要請に対応するため、本牧地区において、専用埠頭計画を変更する。
- (2) 鶴見地区において、土地需要の変化に対応するとともに、製造業、エネルギー供給等の将来的な機能集積を図るため、土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 本牧地区

立地企業の要請に対応するため、以下の専用埠頭を廃止する。

既設

水深 8 m 岸壁 1 バース 延長 2 7 0 m

土地造成及び土地利用計画

鶴見地区において、土地需要の変化に対応するとともに、製造業、エネルギー供給等の将来的な機能集積を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位：h a

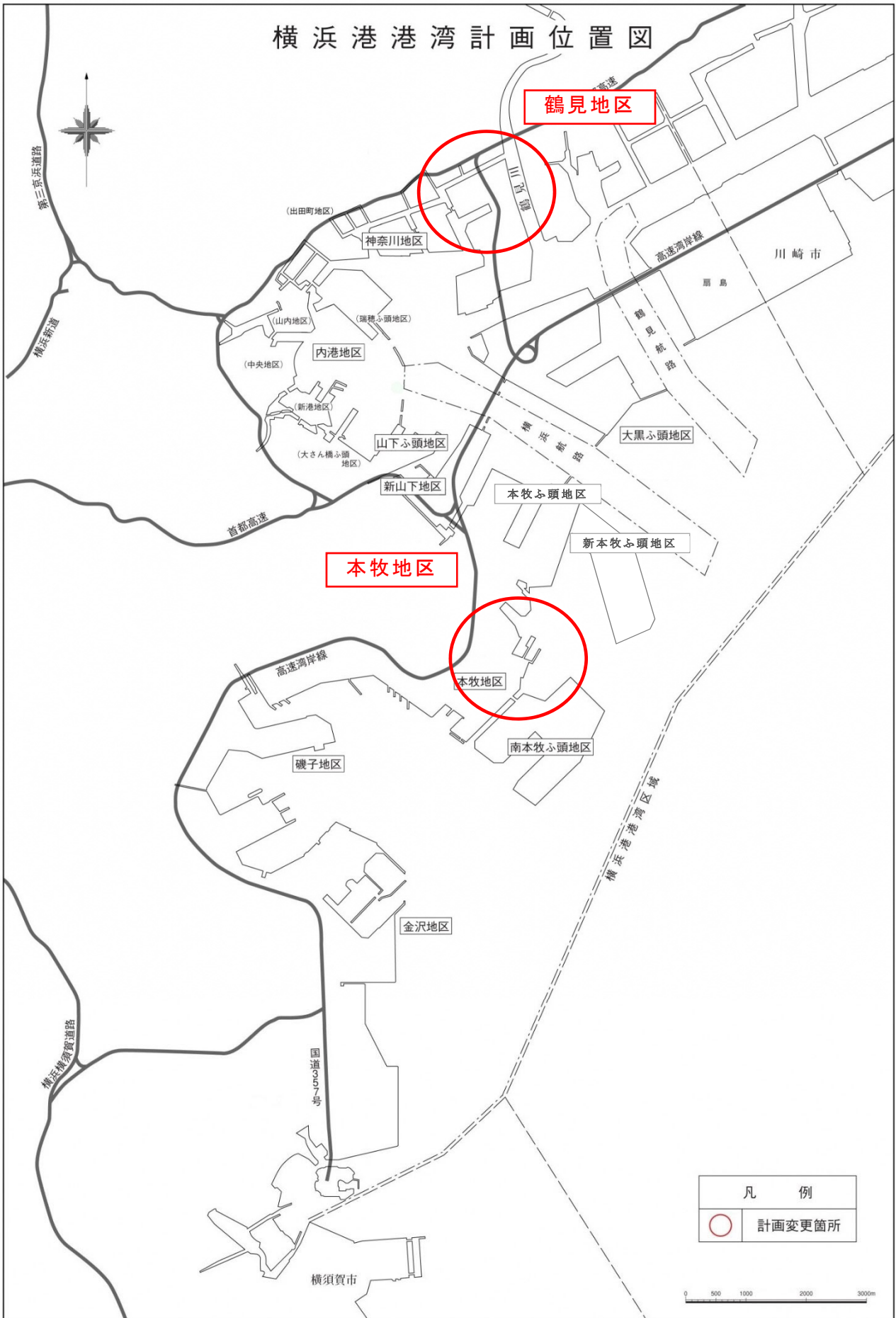
用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	緑地	交流 厚生 用地	海面 処分 用地	合計
鶴見地区	(1) 1		(785) 785	8	(1) 17	(2) 2			(787) 812

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

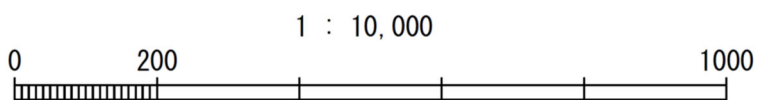
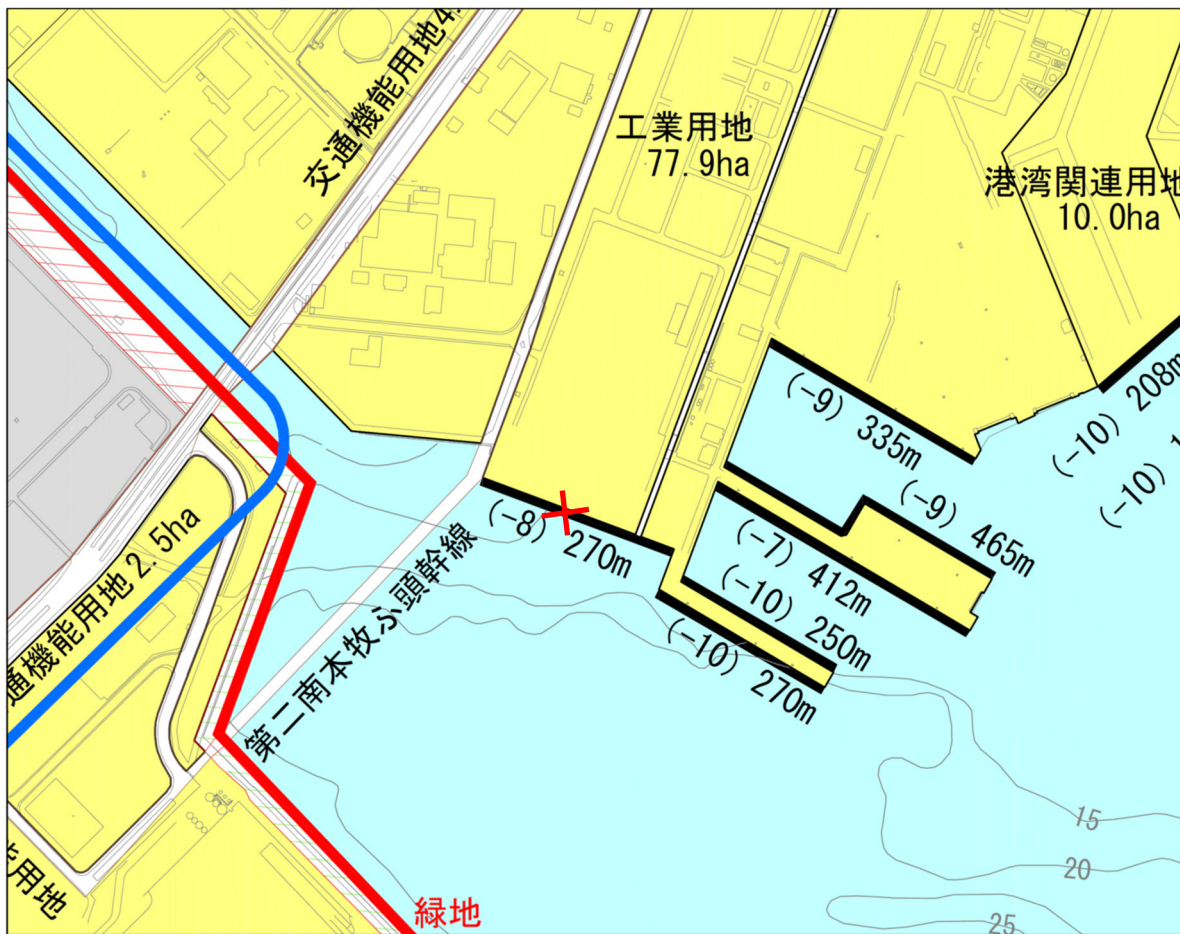
注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

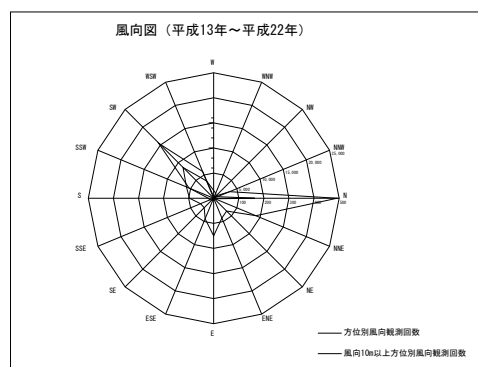
横浜港港湾計画位置図



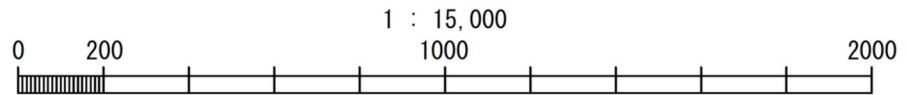
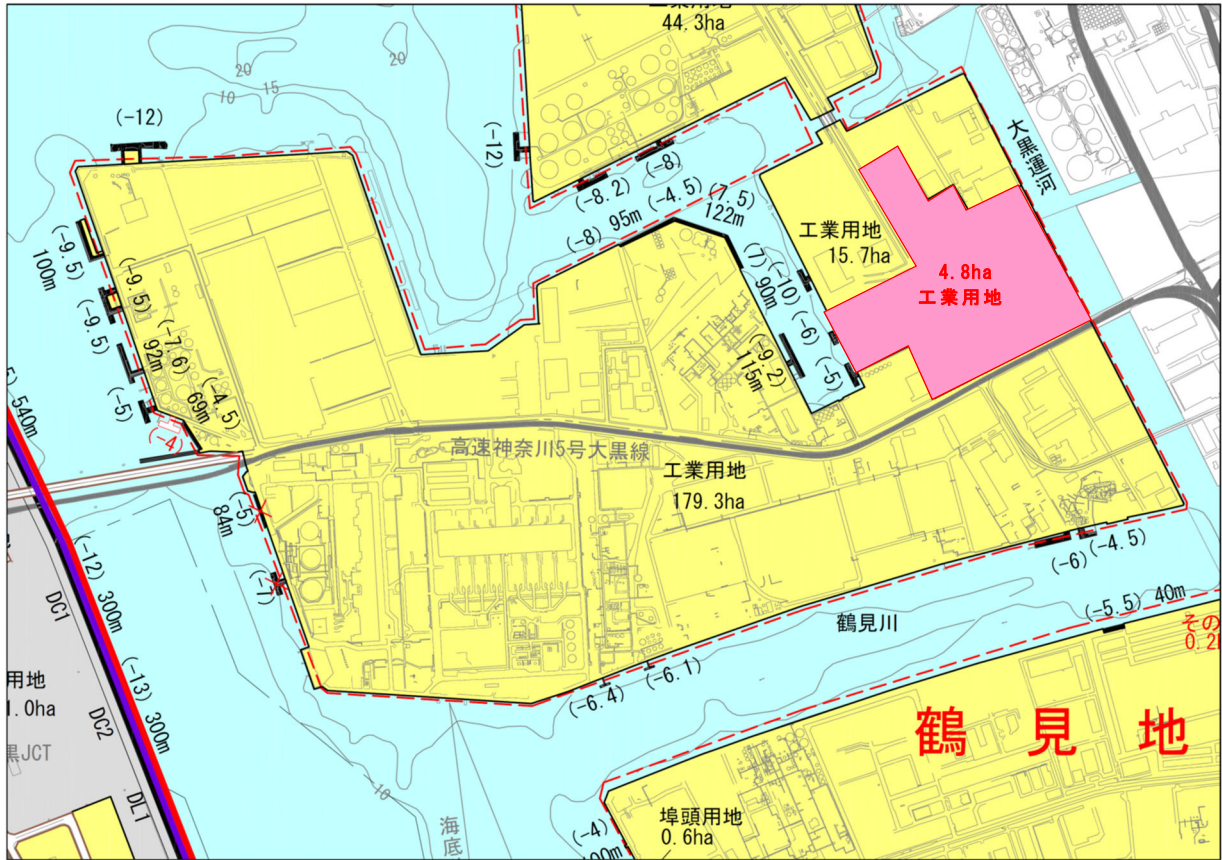
横浜港港湾計画図 〔本牧地区〕



凡 例		
	ドルフィン	(既 設)
		(既定計画)
	施設廃止	(今回計画)
	その他用地	(既 設)
		(既定計画)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	



横浜港港湾計画図 〔鶴見地区〕



凡 例		
	航路・泊地	(既定計画)
	防波堤	(既定計画)
	公共岸壁	(既定計画)
	専用岸壁	(既定計画)
	専用岸壁	(既定計画)
	ドルフィン	(既定計画)
	その他用地	(既定計画)
		(今回計画)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	

